

I 序 論

第1章 策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、少子高齢化や過疎化の進行、多様化する福祉サービスのニーズに対応するため、「健康で住みよいまちづくり」を目指して、すべての市民を対象とした萩市健康福祉計画（地域福祉計画・次世代育成支援行動計画・障がい福祉計画・高齢者福祉計画・介護保険事業計画・健康はぎ21萩市保健計画・地域リハビリテーション構想）を平成19年3月に策定し、保健・福祉施策相互の連携を図り、保健・福祉サービスの効果的・効率的な提供に取り組んできました。

その後、法や各種制度の改正、また社会環境等の変化を踏まえ、平成20年度に計画全体の見直し（第2次萩市健康福祉計画）を行いました。また、平成23年度には、これまでの取組の点検・評価を行うとともに、新たに「食育推進計画」を追加しました。

平成24年8月に国から「子ども・子育て支援新制度」の枠組みが示されたこと、平成25年4月から「障害者総合支援法」が改正施行されたことなどを受け、「第3次萩市健康福祉計画」（計画期間：平成27年度～令和2年度）を平成27年3月に策定しました。

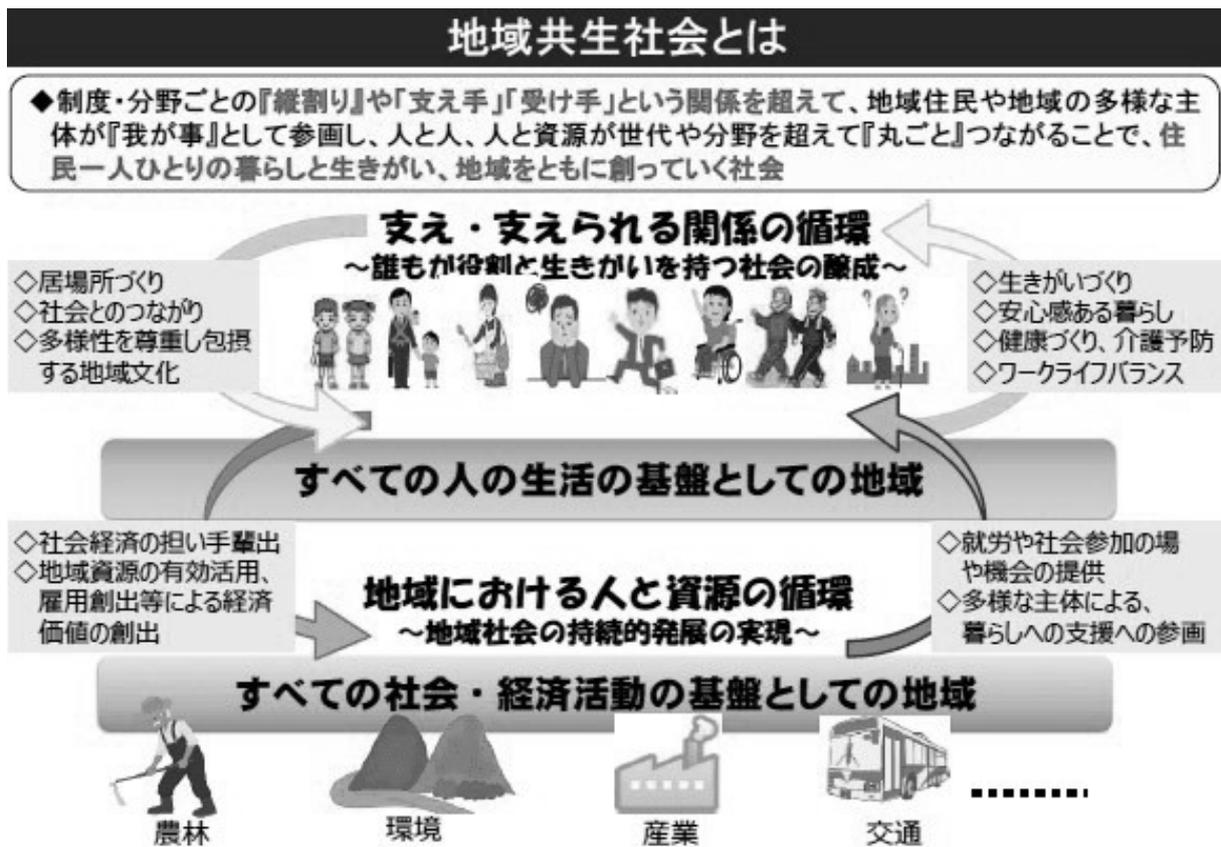
この度、令和2年度で第3次萩市健康福祉計画の計画期間が満了することから、これまでの本市の取組や現在の社会状況などを踏まえるとともに、新たに「自殺対策計画」を加えた「第4次萩市健康福祉計画」（計画期間：令和3年度～8年度）を策定しました。

2 計画の踏まえるべき視点

(1) 地域共生社会の実現

平成28年6月「ニッポン一億総活躍プラン」に地域共生社会の実現が盛り込まれました。「地域共生社会」は、子ども・障がい者・高齢者などすべ

ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる社会です。地域共生社会の実現には、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築が必要です。本市においても国の動向を踏まえ、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた取組を進めていきます。



出典：厚生労働省資料

(2) 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成 27 年 9 月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」報告）多機関の協働による包括的支援体制構築事業
- 平成 28 年 6 月 「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7 月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

- 10月 地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業
- 平成 29 年 2 月 社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）を国会に提出
「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立
- 6月 改正社会福祉法の公布
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成 30 年 4 月 改正社会福祉法の施行
- 令和 元年 5 月 地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）の設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ

(3) 改正社会福祉法の概要（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）

「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の推進（地域づくり・包括的な支援体制の整備）

ア 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする個人や世帯が抱える多様で複合的な生活課題について、地域住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

イ この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 福祉活動への市民の主体的な参加を促進するための環境整備
- 個人や世帯に身近な地域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した生活課題を解決するための体制

ウ 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける

3 計画の位置づけ

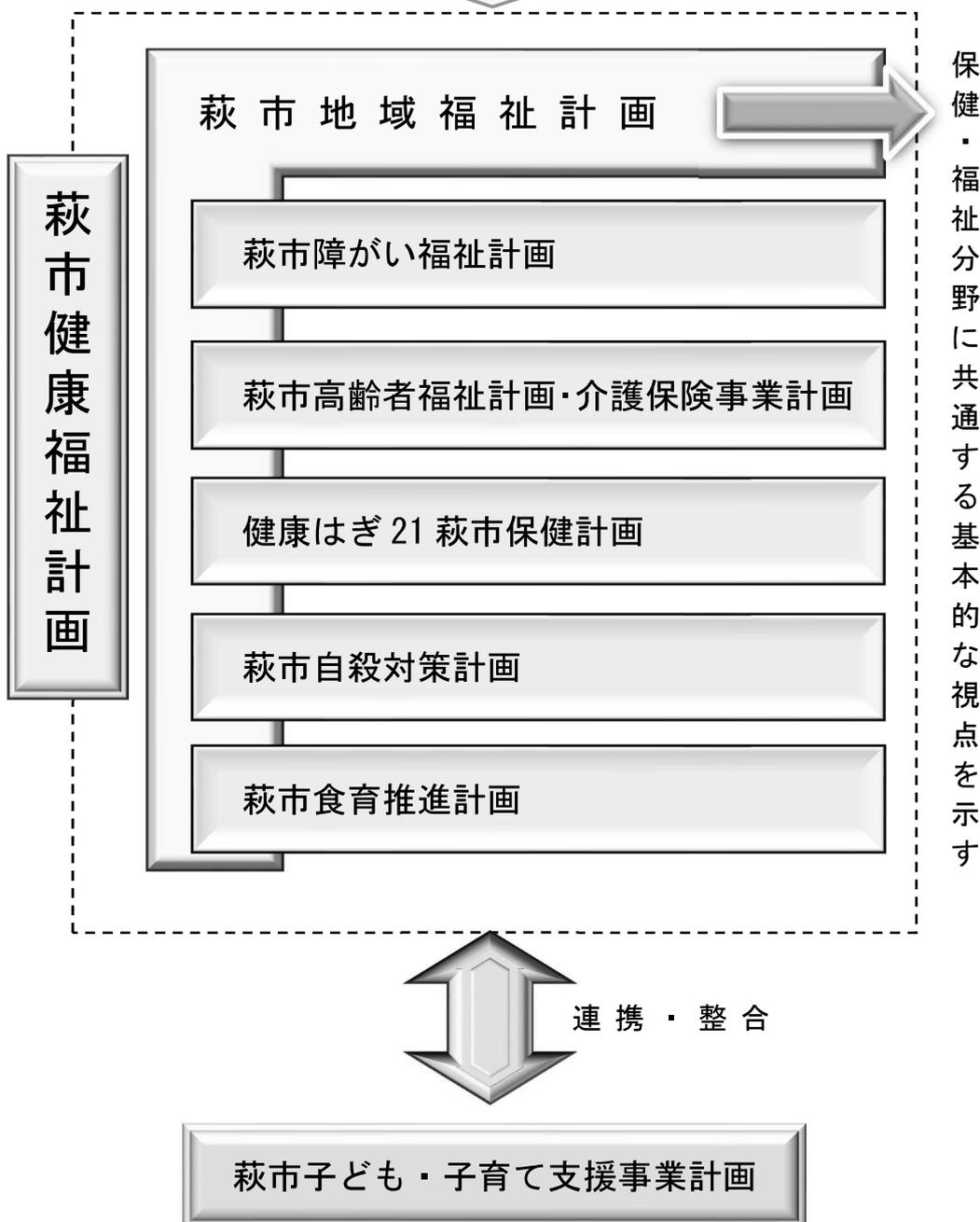
本計画は、本市の最上位計画である「萩市基本ビジョン」の基本方針の一つである「だれもが生きいきと暮らせるまちづくり」の分野別の個別計画として位置づけられるものです。

また、平成 30 年 4 月より施行となった改正後の社会福祉法では、地域福祉計画を福祉に共通して取り組むべき事項を一体的に定める計画として位置づけることとしています。

本市が平成 27 年 3 月に策定した第 3 次萩市健康福祉計画では、健康福祉計画の下に、地域福祉計画とその他の 6 計画が並列に位置づけられていましたが、社会福祉法改正の趣旨を鑑み、地域福祉計画を、本市の保健・福祉に係る各計画に共通する基本的な視点を示す計画と位置づけます。

なお、平成 28 年 4 月に改正された「自殺対策基本法」に基づき、新たに自殺対策計画を追加し 7 計画とします。

萩市基本ビジョン



※萩市子ども・子育て支援事業計画は令和2年3月に単独計画として策定しており、本計画とも連携・整合を図るものとします。

※計画期間：令和2年度～令和6年度（5年間）

4 計画策定の法的根拠

本計画は、本市の保健・福祉施策にかかる各法制度に基づく7計画を総括した理念と方向性を一体的に策定するもので、それぞれの法的根拠は下記のとおりです。

部門別計画名	法的根拠
地域福祉計画	<p>社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。</p> <p>福祉サービスの適切な利用促進、社会福祉を目的とする事業、地域福祉活動への市民参加、行政との協働などの方向性を定めます。</p> <p>また、本計画は高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉、その他の福祉関連計画の上位計画として位置づけられ、各計画との整合性を図りながら横断的につなぐものとし、関係部署・団体・機関などとの連携・協働のもと総合的に推進する計画です。</p>
障がい福祉計画	<p>障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」と児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定した計画です。</p> <p>ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者・児の状況を踏まえ、社会状況の変化や複雑多様化するニーズに的確に対応していくための総合的な計画です。</p>
高齢者福祉計画	<p>老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」です。</p> <p>介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」と一体のものとして策定します。</p> <p>高齢者が住み慣れた地域でその人らしく、健康で生きいきと暮らせるまちの実現を目指す計画です。</p>
介護保険事業計画	<p>介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」です。</p> <p>老人福祉法第20条の8に基づく「高齢者福祉計画」と一体のものとして策定します。</p>

	介護保険制度の円滑な実施に向けた取組内容とその目標や介護保険サービスの給付見込量、介護施設等の整備などの施策を定める計画です。
保健計画	健康増進法第 8 条第 2 項に基づく「市町村健康増進計画」です。 各世代に応じた健康づくりの目標を設定し、市民一人ひとりの健康づくりを通して平均寿命及び健康寿命の延伸を目指す計画です。
自殺対策計画	自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づく「市町村自殺対策計画」です。 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に関する施策についての計画です。
食育推進計画	食育基本法第 18 条に基づく「市町村食育推進計画」です。 市内の関係機関・団体の食育推進の共通指針として位置づけ、相互連携により、すべての市民が食育を実践できる人づくり、環境づくりに取り組み、本市の食育がさらに推進することを目指す計画です。

5 計画の範囲

この計画は、すべての市民を対象とした保健・福祉の分野を主体とした計画とします。

6 計画の期間

この計画の期間は、令和 3 年度から 8 年度までの 6 年間とします。

なお、各法令に基づき部門別計画の見直しを行うとともに、社会環境の変化等に応じて適宜見直しを行うものとします。

		計 画 期 間													
計画名	年度年	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
萩市基本ビジョン					計画期間（10年）										
萩市健康福祉計画		第3次						第4次							
地域福祉計画		6年						6年							
障がい者計画		6年						3年			3年				
障がい福祉計画		3年		3年		3年		3年		3年					
障がい児福祉計画					3年		3年		3年						
高齢者福祉計画		3年		3年		3年		3年							
介護保険事業計画		3年		3年		3年		3年							
保健計画		6年						6年							
自殺対策計画								6年							
食育推進計画		6年						6年							

7 計画の推進体制

本計画を着実に推進するために、市内の各分野の関係者で構成する「萩市健康福祉推進協議会」を中心に関係各位からの意見を聞きながら、また、関係部署において計画の状況を点検、評価を行い、実効性ある施策の展開を図ります。